元始祭の成立過程

高原光啓

はじめに

として神社本庁では次の通り説く。本稿は神社で対り行われている。特に神社祭祀における意義神社でそれぞれ行われている。特に神社祭祀における意義を祝い、国家国民の繁栄を祈る祭祀であり、皇室、神宮、る。元始祭は毎年一月三日、年の始に皇位の大元と由来とる。元始祭すると共に、元始祭斎行の意義を見直すものであ程を考察すると共に、元始祭斎行の意義を見直すものである。

宝祚の無窮と国運の隆昌とを祈る。歳首に当り、天津日嗣の高御座の大元を言寿ぎ奉り、

●所している。
●所奉単言寿奉曾」と共に「皇大御国¬大御榮」を祈ることまた、祝詞の例文では「天都日嗣¬高御座¬大元始→歳¬首

る同祭と深い関係を持っている。したがって先ずは皇室祭こうした意義を有する元始祭の成立は、皇室祭祀におけ

とを明らかにした上で、制定過程はもとより「思想的源創始の趣旨として、天孫降臨の神話的事実が重視されたこの元始祭の制定過程に関しては、既に大岡弘氏、星野この元始祭の制定過程に関しては、既に大岡弘氏、星野社祭祀として位置づけられるに至ったか検討したい。

流」についても詳細に論じられている。

尚、資料の引用に際しては、割り注は亀甲括弧〔〕内ての元始祭について検討していきたい。 以下、本稿ではこうした先学に負いつつ、神社祭祀とし

に一行書きとし、ルビは省略した。

引用者の注は隅付き括弧 【 】に記載した。

、元始祭のあらまし

皇室祭祀における元始祭は、宮中三殿において大祭とし

て斎行される。

成二十八年一月十一日付)において次の通り報じられた。平成二十八年の元始祭では「神社新報」(三二八九号、平

王殿下、絢子女王殿下が参列された。【後略】 「田に斎行された元始祭では、天皇陛下、承子女桃子女王殿下、瑶子女王殿下、高円宮妃殿下、承子女様子女王殿下、瑶子女王殿下、寛仁親王妃殿下、真子内親王殿下、佳子内親王殿下、寛仁親王妃殿下、真子内親王殿下、佳子内親王殿下、寛仁親王妃殿下、東上殿下、絢子女王殿下が参列された。【後略】 三日に斎行された元始祭では、天皇陛下は黄

氏の著作に基づき概観したい。
をとして、戦前(昭和六年時)のものになるが、八束清貫容として、戦前(昭和六年時)のものになるが、より詳細な内

歌の音に連れて搴簾に次で神饌・幣物を御供へする。歌の音に連れて搴簾に次で神饌・幣物を御供へする。の綺羅を装ひ、其の他は淸洒な通常禮服〔燕尾服〕での綺羅を装ひ、其の他は淸洒な通常禮服〔燕尾服〕での綺羅を装ひ、其の他は淸洒な通常禮服〔燕尾服〕での綺羅を装ひ、其の他は淸洒な通常禮服〔燕尾服〕での綺羅を装ひ、其の他は淸洒な通常禮服〔燕尾服〕での綺羅を装ひ、其の他は淸洒な通常禮服、武官は正装和六年には百六十四名〕が、文官は大禮服、武官は正装和六年には百六十四名〕が、文官は大禮服、武官は正装和六年には百六十四名〕が、文官は大禮服、武官は正装

ことになつてゐる【中略】
而して各殿とも掌典長の祝詞がすんだ所で、參列する

神殿と順次御拜禮あらせられて入御になる。 陛下が同じ御姿で出御になり、同じく賢所・皇靈殿 殿・神殿と順次御拜禮の後、入御になる。次で皇太后 装で【中略】出御になり、掌典長の前行で賢所・皇靈 べらかし」、御小袿・紅の御長袴といふお床しい御服 られて後、入御になる。次で皇后陛下が御髪は「おす **靈殿・神殿へとお進みになり、** 典長の前行で天皇陛下入御になる。賢所に引續いて皇 られる。御告文がすむと、御鈴の儀がある。 座に著かせられ、 は略す】・黄櫨染の御袍【割り注は略す】を御召しにな つて【中略】賢所へ出御になる。 そこで午前十時、天皇陛下には立纓の御冠 御拜禮があり、御告文を奏上あらせ 御拜禮、御告文を奏せ 内陣へ進まれて、 終つて堂 割り 注

木階下〔石階上〕に參進、拜禮して退下される。次に從つて、賢所・皇靈殿・神殿の順で、各殿の正面別になつた皇族殿下を始め、文武官僚が一糸亂れず席理性下とも御拜禮終つて入御になると、幄舎に御參

終了するのである。時に午前十一時三十分。物・神饌を撤して垂簾する。これでこの荘厳なお祭が物・神饌を撤して垂簾する。これでこの荘厳なお祭がをこで神樂歌が始まり、掌典次長以下掌典部員が整

氏によればされていると漏れ承る。尚、御鈴の儀であるが、中澤伸弘されていると漏れ承る。尚、御鈴の儀であるが、現在も概ね踏襲

内々陣の御神座のお近くの天井から御鈴をつけた赤い内々陣の御神座のお近くの天井から御鈴をつけた赤い、内掌典はこの御鈴の母外に響きますが、陛下と涼しい音が十分ほど御殿の内外に響きますが、陛下とぶしい音が十分ほど御殿の内外に響きますが、陛下と涼しい音が十分ほど御殿の内外に響きますが、陛下と涼しい音が十分ほど御殿の内外に響きますが、陛下と涼しい音が

に年初の大祭として重視されてきたことが窺えよう。て、元始祭が重要な祭典であることを指摘している。まさという。八束氏は、この御鈴の儀と神楽歌がある故をもっ

二、元始祭の制定

された神祇省伺に明白である。 元始祭制定の経緯は、次の明治四年十月二十九日に裁可

神祇省伺

皇遙拝儀今年既ニ権輿アリー皇太神宮御拝式又既ニ起祖瓊々杵尊ヲ始メー御歴代皇霊ヲ奉祀ス可シー神武天降臨天日嗣ノ本始ヲ歳首ニ祀ル事義ニ於テ然ン即ー皇ー正月三日―行幸ノ祭典自今更ニ元始祭ト稱シー天孫―

メ玉フ所億兆一民モ忽諸ス可カラサルノ國律タル可シ追尊ス此三祭國家ノ大典ニシテ 人主ノ以テ天職ヲ始徳澤ヲ崇奉シ 天孫開國ノ本始ヲ祝シ 神武ノ創業ヲル右元始祭ト併テ三祭海内普ク遵行セシメ乃 天祖ノ

辛未十月二十九日

伺ノ通

と位置づけられた。が制定され、元始祭は「大祭」で「正月三日於皇廟祭之」が制定され、元始祭は「大祭」で「正月三日於皇廟祭之」また、同日に国家的祭祀の大綱を示す「四時祭典定則」

神祇省では太政官正院に対し、天孫開国の本始を祝す意

世」に基づくとされる。 世」に基づくとされる。

美が代拝を行った。神祇伯の中山忠能が祝詞を奏上、供饌年が改まり祭典当日は、明治天皇の「不豫」により三条実を達した。これを受け、祭典の準備が進められていった。官において天神地祇八神殿御歴代御霊に御親祭があること明治二年十二月二十三日、太政官は来る正月三日、神祇明治二年十二月二十三日、太政官は来る正月三日、神祇

講義を行った。これが正月三日の祭典であった。祇伯兼宣教長官として宣教詞を読み、次いで伊能頴則らがらびに大教宣布の詔書を奉読したのである。中山忠能は神て宣教開講の儀が行われた。その折に、三条実美が鎮祭な三条実美が祝詞を奏し、諸員の拝礼、撤饌の後、場を改め

親祭が実現したのは、福羽美静、小野述信らの尽力があっ御剣一口を納め、御拝された。一説によれば、この後日の和の一口を納め、御拝された。一説によれば、この後日のれた。中山忠能の奏する祝詞の後、神饌が供され、出御、れた。中山忠能の奏する祝詞の後、神饌が供され、出御、れた。同月十四日に明治天皇は三条実美、岩倉具視らを(3)

のであった。
のであった。
「風邪」の為、行幸は無く三条実美が代拝を勤めたのであ「風邪」の為、行幸は無く三条実美が代拝を勤めたのであ。翌四年一月三日も神祇官において祭典があった。但し

この正月三日の祭典が重視されていたことが理解できよう。る元始祭として制定されていったことを鑑みると、いかにも含め、二年続けて祭典が行われ、尚且つ、それが大祭たこれら一連の経緯すなわち、正月三日に、後日の御親祭

三、元始祭制定の背景

では前節で取り上げた正月三日の祭典を執り行う方針は

明治政府は様々な課題を抱えるなか、キリスト教対策が急治二年五月の皇道興隆に関する御下問だったと考えられる。どのような経緯で固まったのであろうか。その発端は、明

務であった。

で、 で興隆するよう治教が治まるための施策を申し出ること、 が興隆するよう治教が治まるための施策を申し出ること、 が興隆するよう治教が治まるための施策を申し出ること、 をっていた。だが中世以降、その美風はすたれ、人心は軽 整っていた。だが中世以降、その美風はすたれ、人心は軽 をっていた。だが中世以降、その美風はすたれ、次の通 と宗教はおさまり、風俗はうるわしく が興隆するよう治教が治まるための施策を申し出ること、 が興隆するよう治教が治まるための施策を申し出ること、 が興隆するよう治教が治まるための施策を申し出ること、 が興隆するよう治教が治まるための施策を申し出ること、 が興隆するよう治教が治まるための施策を申し出ること、 が興隆するよう治教が治まるための施策を申し出ること、 が興隆するよう治教が治まるための施策を申し出ること、 が興隆するよう治教が治まるための施策を申し出ること、

その内容は次の通りである。

孝は百行の源、徳の基であり、皇上におかれては天神天

の美俗に復し、治教はいきわたり、皇道は興隆する、とい典儀の復興、郷校の設置、匹夫匹婦への講談によって「古である。しかしながら、人情が薄く、外教が混淆している。である。しかしながら、人情が薄く、外教が混淆している。ならば、皇上御自ら天下に先んじられ、年頭、節、朔等のならば、皇上御自ら天下に先んじられ、年頭、節、朔等のならば、皇上御自ら天下に先んじられ、年頭、節、朔等の基礎にあっては国民に報本反始の意義を示すことは御誠敬の祖や御代々の神霊への祭典を挙行なさったことは御誠敬の

を求める五月の神祇官上申も元始祭を考える上で重要であ らこの祭典は右奉答の延長線上にあるとみるべきであろう。 天神地祇と列祖の神霊に告げる御告祭があった。 を率い神祇官に行幸され、 うものであ すでに武田秀章氏によって引用された、この祭典の執行 そしてこの約一ヶ月後の六月二十八日、 つった。

る。

此度当: 実二此上モ無之大御事業之儀ニ付追々御評議之上御発 候間宜被御評議 外ニ布キ給フ之御基本ニ可有之ト相考候仍而此段言上 皇之大孝ヲ申ベ給ヘシ本義ヲ被為追候ハ、 為在御自ラ御祭式被為勤候御儀有之度其上ニ而参集之 之神霊等ヲ祭祀シ奉リ尚 神事ヲ先トシ政事ヲナシ給フ之古礼ヲ復シ将 宮堂上百官諸侯大夫士ニ至ル迄順々ニ拝礼被 ヲ初奉リ 令之筋モ可有之仍而ハ此節之内一 地 神武天皇ハ勿論 行幸国家之大御基礎被立候儀 候也 内侍所渡御奏楽并 御代々之神霊別 日於当官 ハ千歳之一 皇徳ヲ中 而 天神地祇 神武天 仰付彼 行幸被 ハ先帝 時

る。 義も見出せると思われる。 同 (田氏はこの上申から皇霊祭祀へ 時に、 元始祭へと発展していく正 すなわち、 の展開を論じられて 祭祀の対象として、 月三日 の祭典 の意

> 皇之大孝ヲ申べ給 御祭式」を求め 神霊が挙げられて 天神地祇と御 る点、 る点、 「神武天 御自 ラ

祭政一致と皇道興隆たる国是を

当然なが

明治天皇が群臣

されたこと、 が求められて執行 を対象とする祭典 神地祇、 するが、ここに天 とは次節にて後述 武天皇に関するこ これらのうち、 いくと考えられる。 歴代皇霊 そし

元始祭に繋がって ヘシ」とする点が

それがまさに元始祭の原型であったことが指摘できよ |(国立公文書館蔵、 公文附属の図 家浮田可成が描いた、 純日本式の神祇官庁舎 奥書には明治 18 年 12 月とある。原図サイズ: 54.6cm× 27cm。 の絵図。

匹 正月三日行幸ノ祭典から元始祭へ

う。 て、

定の御告祭は 一神祇官神殿に八神・ 天神地

先の

国

是

工 し²⁴ あり、 なく、 更に、藤田大誠氏によれば、二年十月の段階で、神祇官は 他ならず、いよいよ八神殿建設の気運が高まったという。 されたのである。であれば、 使祭留御事 ※即知政爾志旦此乎以豆萬機毛祭事乎基刀正志(宮)食来ら」と 時に三条実美によって奏上された祝詞には「皇神等『伊都 もの」と評価される。 歴代皇霊を祭る祭場が神祇官に成ったのである。 ていたという。かくしてその年の十二月中旬に仮神殿は竣 八神のみならず天神地祇と皇霊とを合祭した祭場を企図し 態は問題であった。その祭場とは歴史を鑑みれば八神殿に 【祭典を相く】と明記されたのにも関わらず、祭場が無い状 定の「職員令」において神祇官の任務の一つに「相祭典 御殿が求められることになろう。そもそも明治二年七月制 ・皇霊の三座を恒久的に鎮祭せんとするその前提をなす 祭祀を重んじる方針が天神地祇と御歴代皇霊に奏上 神座を設け、 同月十七日の鎮座を経て、ここに八神、天神地祇 神降神昇が執り行われた。また、この 御告祭の時点では、 臨時の祭場ではなく、 神祇官に神殿は 常設

た神祇鎮祭の詔である。以下全文を掲げる。上で重要であった。そのことを示すものが、同日に下され上で重要であった。そのことを示すものが、同日に下されこれを受けた翌年正月三日の祭典は、皇道興隆を期する

大祖創業崇敬

聖緒日夜怵惕懼天職之或虧乃祗鎮祭神明愛撫蒼生祭政一致所由来遠矣朕以寡弱夙

天神地祇

八神暨

列皇神霊于神祇官以申孝敬庶幾使億兆有所矜式

億兆をして矜式する所有らしめんことを。 霊とを神祇官に鎮め祭り、以て孝敬を申ぶ。庶幾くは 虚とを神祇官に鎮め祭り、以て孝敬を申ぶ。庶幾くは を以て夙に聖緒を承け、日夜怵惕し、天職の或は虧け を以て夙に聖緒を承け、日夜怵惕し、天職の或は虧け を以て夙に聖緒を承け、日夜怵惕し、天職の或は虧け を以て夙に聖緒を承け、日夜怵惕し、天職の或は虧け を以て夙に聖緒を承け、日夜忧惕し、天職の或は虧け

解するに、神武天皇の御創業は神明の崇敬と蒼生の愛無がら始まり、祭政一致の由来は遠くの昔にある。この「孝敬を申を申べる、と受け止めることができる。この「孝敬を申を申べる、と受け止めることができる。この「孝敬を申を申べる、と受け止めることができる。この「孝敬を申を申べる、と受け止めることができる。この国をがら始まり、祭政一致の由来は遠くの昔にある。この国をがら始まり、祭政一致の由来は遠くの昔にある。この国をがら始まり、祭政一致の自然と高生の愛無解するに、神武天皇の御創業は神明の崇敬と蒼生の愛無解するに、神武天皇の御創業は神明の崇敬と蒼生の愛無

ひ、「用て大孝を申ぶ」【中略】とのたまはせられしと二月廿三日甲申、鳥見の霊畤に天神を郊祀せさせたま之は昔、神武天皇、建国の大業緒につくや、紀元四年

執り行われているのである。 則」において「大祭」に位置づけられ、今なお大祭として 由来する重要な祭祀でもあった。それ故に、「四時祭典定 ではあるが、神武天皇が神祇を祭り、孝敬を申べたことに 元始祭は、こうした流れを汲む祭祀であった。「新

五 神社祭祀としての元始祭

定の方針であったと思われる。事実、明治四年十月二十九 あることから、 皇太神宮御拝式、元始祭の三祭を海内普く遵行する方針が たこと、また明治四年十月の神祇省伺に神武天皇遙拝儀 神祇鎮祭の詔」において億兆も上習うことを求められ 神社においても元始祭を斎行することは既

にもその御手振りに習うことを望まれたのであった。 における祭祀と同様に、神祇を鎮祭するものであり、 と解説している。まさに明治天皇は、神武天皇鳥見の霊畤 相似たるものと拝すべく、聖皇の行はせたまふ所、 今全く揆を一にし、寔にかしこき極みと申すべきなり。

通り指摘している。

四時祭典定則は、

皇室の伝統祭祀としての新嘗祭に、

ここに、元始祭斎行の所以を見るのである。すなわち、

と言えよう。 瓊々杵尊ヲ始メ 降臨天日嗣ノ本始ヲ歳首ニ祀ル事義ニ於テ然ン即 なった。この点はまさに、元始祭制定時に示された「天孫 直結し、皇位の大元と由来に思いを致すことに他ならない も自ら「天神地祇八神暨び列皇の神霊」に孝敬をお伝えに 「皇祖天神」に大孝を申べた神武天皇と同じく、明治天皇 御歴代皇霊ヲ奉祀ス可シ」とする意義に 皇祖

である。 の課題の一つであった。その後の経過を見るに、明治四年 であり、いかに皇霊祭祀のあり方を確立させるかが神祇官 の宮中遷座に伴い、賢所と皇霊からなる皇廟が成立したの 八月、神祇官は神祇省へと改組され、翌月三十日には皇霊 これに加え、「孝」の観点から元始祭の成立を検討した 詔の「孝敬を申ぶ」とは祖先祭祀に繋がっていくこと

時祭典定則」であった。この点について武田秀章氏は次のその皇廟での祭祀を念頭に置いて策定されたものが「四

ノ本始

天皇即位遙拝式が定まり、元始祭の意義が左の通り示され 場であった。これにより元始祭式、孝明天皇遙拝式、神武 まったのは明治五年十一月二十三日太政官布告三百五十八 「地方祭典定則」を受け、元始祭の祭式及び祝詞が定

ヲ遵奉シ官社以下祭祀ヲ修シ官員及ヒ人民悉ク参拝スフ義ナルヲ以テ之ヲ元始祭ト称ス地方ニ於テモ此大典皇霊ヲ御親祭在セラル是天日嗣ノ本始ヲ歳首ニ祀リ給一月三日宮中神殿ニ於テ 賢所并八神天神地祇御歴代

ヘシ

となったのである。 官社以下の神社で祭祀を行い、官員人民の参拝するところ官中では御親祭がなされ、それを受けた地方においても、

され、ここでは前者の元始祭式を引用する。祭式については官幣国幣社府県社と郷村社がそれぞれ

示

早旦神官神殿ヲ装飾ス

次神官ノ長殿ニ昇リ御扉ヲ開ク午前第八時神官ノ長〔府県社ハ祠官下同〕幄舎ニ著ク

次神官ノ次官以下〔府県社ハ祠官モ関ルヘシ〕神饌ヲ伝此間奏楽〔神官奏楽ヲ心得サレハ畧スルモ妨ナシ下同シ〕

此間奏楽

供ス

次神官ノ長祝詞ヲ奏ス〔再拝

次次官以下神饌ヲ撤ス次次官〔府県社ハ祠掌〕以下拝礼次神官ノ長玉串ヲ執テ拝礼

此間奏楽

次各退出

神饌〔官幣国幣社九台 府県社八台〕

洗米 酒二瓶 餅 海魚 川魚 [府県社ハ之ヲ畧ス]

塩

一つに位置づけられた。 祭 一月三日」と明記され、休暇日になると共に、祭日の祭 一月三日」と明記され、休暇日になると共に、祭日の十月十四日には「年中祭日祝日等ノ休暇日」として「元始に神社においても元始祭が斎行される運びとなった。六年ともあれ、ここに「元始祭式」が制定され、宮中と同様

その後、先に少し触れたが、明治八年の式部寮達「神社

社本庁包括下の神社では元始祭を斎行しているのである。以後、祭祀制度の変遷に伴う影響は受けつつも、今日も神ここに改めて、神社祭祀制度のなかで確立したのであった。祭式』において、元始祭は「官国幣社通式」に定められ、祭気

おわりに

者鈴木重嶺による作詩と宮内省式部職楽部楽長を務めた芝よって定められた祝祭日における唱歌の一つである。国学「元始祭」という歌がある。明治二十六年、文部省に

天津日嗣の 際限なく。

天津璽の 動きなく。

年のはじめに皇神を。

祭りますこそ かしこけれ。

長閑けき空を うち仰ぎ。四方の民くさ うち靡き。

豊栄のぼる 日の御旗。

たてて祝ははぬるぞなき。豊労の長を一日の後が

に定められるべきであろう。今後地道に気運を高めていく我が国の始まり、また皇位の始まりを祝う日として、祝日「たてて祝ふ家ぞなき」ではないだろうか。本来であれば、元始祭が公的な祝祭日であった時代は疾うに過ぎ、今や

積極的に説く場になる必要があると思われる。またその始まりに深い関係を有する皇位の大元と由来とをは元始祭斎行を通し、天孫降臨からの国の始まりについて、べきところだが、早期の実現は望めまい。であれば各神社

まさに明治天皇が列聖に孝敬を申べ給うたように、神職意味を込めることがあっても良いと筆者は考える。勿論のこと、年頭に際して自ら神明奉仕の原点に立ち返るを通し、国の始まりを祝い、国家国民の弥栄を願うことはそして、神職にあっては、この祭祀の奉仕あるいは参列

心にも適うことと思うのである。このことは億兆に祭祀の実践を求められた明治天皇の大御崇祖の念を深めるという意義を加えても良いのではないか。崇祖の念を深めるという意義を加えても良いのではないか。おさに明治天皇か列聖に孝敬を申べ経うたように、祖職まさに明治天皇か列聖に孝敬を申べ経うたように、祖職

‡

- ころの「『おおきな』と、これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、
- 復刊第四十六号、平成二十一年。流と二祭処遇の変遷について」『明治聖徳記念学会紀要』流と二祭処遇の変遷について」『明治聖徳記念学会紀要』(3) 大岡弘「『元始祭』並びに『紀元節祭』創始の思想的源

13

 $\widehat{14}$

12

(4) 星野光樹『近代祭式と六人部是香』弘文堂、平成二十四

年、一七五—一八一頁。

八束清貫『祭日祝日謹話』

内外書籍、

昭和八年再版、

四

5

- 六—五六頁。
- 平成二十二年、四七頁。 平成二十二年、四七頁。 中澤伸弘『宮中祭祀 連綿と続く天皇の祈り』展転4
- 前掲八束『祭日祝日謹話』五一頁。

7

- (8) 国立公文書館蔵『太政類典』第二編第二百六十一巻・教
- (9) 註(8)に同じ。
- 皇紀』第二に拠る。 月・神祇省伺。以下本祭典に関しては本記録と『明治天日・神祇省伺。以下本祭典に関しては本記録と『明治天一』 国立公文書館蔵『公文録』明治三年・第一巻・庚午一
- 頁。前掲『明治天皇紀』第二、明治三年正月三日条、二四九前掲『明治天皇紀』第二、明治三年正月三日条、二四九
- 前掲『明治天皇紀』第二、明治四年正月三日条、三八八平成十二年、第四刷、三六七頁)。 校注『日本近代思想大系5宗教と国家』所収、岩波書店、常世長胤『神教組織物語』上之巻(安丸良夫(宮地正人

- 15 明治神宮編 一九一—二三四頁。 『明治天皇詔勅謹解』 講談社、 昭和四十八年
- 16 ション(http://dl.ndl.go.jp/)を通して閲覧した。 九七四頁。 尚、本書は国立国会図書館デジタル 『於杼呂我中 亀井勤齋傳』明治三十八年、 コレク
- 17 武田秀章「近代天皇祭祀形成過程の一考察」(井上順考・ 昭和六十二年、一三一—一三九頁。 阪本是丸編著 『日本型政教関係の誕生』 所収)第一書房、
- 18 国立公文書館蔵『公文録』明治二年・第二巻・己巳五月 ―八月・神祇官伺。
- 19 五七頁)。 八束清貫「皇室祭祀百年史」(神道文化会編 神道百年史』第一巻所収、神道文化会、 昭和四十一年、 『明治維新
- 20 祇官伺。 前掲『公文録』 明治二年・第二巻・己巳五月—八月・神
- 21 阪本健一『明治以降神社関係法令史料』神社本庁明治維 新百年記念事業委員会、昭和四十三年、二〇頁。
- 22 神社新報政教研究室編『増補改訂 平成十二年增補改訂第六版、二九頁。 近代神社神道史』 神
- 24 23 官伺。 『公文録 明治二年・第三巻・己巳九月—十二月 『近代国学の研究』一七六頁。 神 祇

前揭藤田

- 25 前掲 『明治天皇詔勅謹解』 二三五頁
- 26 森清人謹撰 五四頁。 「みことのり 縮刷版 錦正社、 平成十四年、
- 27 [日本書紀] 神武天皇四年二月二十三日 (日本古典文学

- 大系 『日本書紀 上 岩波書店、 平成十年第六刷、
- 28 平成十六年)といった一連の業績を参照 同 二年)、同 典定則成立過程の一考察―明治二年 『年中祭儀節会大略 この点に関しては、前掲武田 の紹介・翻刻を中心に―」(『神道学』一三六、 考察」(『日本型政教関係の誕生』所収)、同 「明治神祇官と初期皇霊祭祀」(『神道宗教』一九三: 『維新期天皇祭祀の研究』(大明堂、平成八年)、 「近代天皇祭祀形成過程 昭和六十 四時
- 29 前掲武田「四時祭典定則成立過程の一考察」。
- 30 平成十七年、二二五―二二九頁)参照。本稿では架蔵本 七年)に拠った。 本書に関しては、阪本是丸 『近代の神社神道』 (弘文堂) (神祇院教務局調査課、 調查事務資料第九六号、 昭和十
- 『法令全書』(内閣官報局編、 原書房)に拠る。

31

- 32 長谷晴男編『神社祭祀関係法令規程類纂』(国書刊行会 昭和六十一年、四頁)に拠る。
- 33 前揭阪本 『明治以降神社関係法令史料』七七頁
- 前揭長谷 『神社祭祀関係法令規程類纂』 一九頁。

34

35 伴って、元始祭が再び中祭として斎行されることとなり よるもので、皇室・国家に関係の深い祭祀は悉く廃され 伴い、元始祭は削除されたのである。占領政策の影響に かで中祭の扱いをされたが、二十二年三月の庁規改正に けられた。 明治二十七年五月に元始祭は公式ノ祭祀と区分され、 てしまった。その後、 正三年の「官国幣社以下神社祭祀令」では中祭と位置づ 終戦後の二十一年二月、 四十六年の祭祀関係規程改正に 神社本庁の庁規のな

36

二十六年。本書は国立国会図書館デジタルコレクション奥好義編『儀式唱歌 附祝日大祭日唱歌』寛裕舎、明治現在に至っている。

(國學院大學兼任講師)